

助成対象設備	申請者	他設備・他補助制度の申請※1	助成額
太陽光発電システム (全量売電は対象外)	戸建住宅の個人	なし	2万円/kW
		省エネ※2・耐震改修※3	4万円/kW
	賃貸共同住宅の個人所有者 (個人居住部分での使用の場合)	太陽熱利用システム	4万円/kW
	分譲共同住宅の区分所有者	蓄電システム	4kWまで5万円/kW ※4 4kWを超える分4万円/kW
	賃貸共同住宅の個人所有者 (共有部分での使用の場合) 分譲共同住宅の管理組合 集会所の自治会等	なし	4万円/kW
蓄電システム	戸建住宅の個人	太陽光発電システム※5	5万円/kWh※4 (上限:6kWh)
	賃貸共同住宅の個人所有者 (個人居住部分での使用の場合)		
	分譲共同住宅の区分所有者	なし	7.5万円/kWh
	賃貸共同住宅の個人所有者 (共有部分での使用の場合) 分譲共同住宅の管理組合 集会所の自治会等		
太陽熱利用システム	自然循環型	なし	5万円
		省エネ※2・耐震改修※3	10万円
		太陽光発電システム※5	15万円
	強制循環型	なし	10万円
		省エネ※2・耐震改修※3	20万円
		太陽光発電システム※5	30万円
エネファーム※6 (家庭用燃料電池システム)	全ての申請者	なし	4万円
HEMS※7 (家庭用エネルギー管理システム)	全ての申請者	なし	2万円

- ※1 同時設置すること(各設備を設置し、同時に申請すること。)により、要件を満たす。
他補助制度は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに他補助制度の補助金の交付額の決定を受けるもの。
- ※2 京都市の既存住宅省エネリフォーム支援事業において、補助対象費用25万円(税抜)以上の工事を同時に実施する場合。
- ※3 木造住宅耐震改修助成事業、京町家等耐震改修助成事業又はまちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業において、補助対象費用25万円(税抜)以上の工事を同時に実施する場合。
- ※4 太陽光発電システムと蓄電システムの合計助成対象経費の2分の1を超える場合、超える範囲については、減額する。
- ※5 太陽光発電システムと同時設置の場合のみ助成対象となる。
- ※6 国の補助金と併用可。(FCAで検索)
- ※7 京都府の補助制度と併用可。(KCFCAで検索)